

小中高生の支援と 子どもの居場所について

＜参考資料＞

ワークショップ形式による意見交換
セッション2

<目次>

1. 計画上の位置づけ

- (1) 松戸市子ども総合計画
- (2) 松戸市子どもの未来応援プラン

2. 松戸市の現状(子どもの居場所)

- (1) 放課後児童クラブ・放課後KIDSルーム
- (2) 児童館機能施設(児童館・こども館)
- (3) 実態調査等からみた小中高生・若者世代の現状

1. 計画上の位置づけ

(1) 松戸市子ども総合計画(H26～H31)

I-1-(4)

子どもが自然や多様な文化に触れる機会をつくる

I-1-(5)

子どもが自由に活動できる居場所をつくる

松戸市の歴史や文化を身近に感じ、自然環境を活かした豊富な体験機会をつくっていきます。子どもが地域に興味や愛着を持ち、松戸をふるさとと感じられるよう、自然や多様な文化、歴史に触れることができ、子どもが主体的に遊びを展開できる場づくりを目指します。

小・中・高校生がそれぞれの成長段階で、安心していきいきと過ごすことができ、自主的な活動や子ども同士の交流が図られるような居場所づくりを推進していきます。

取組み

I-1-(4)-①

環境資源(自然・文化・歴史)を活かした取組みの拡充

I-1-(5)-①

小中高生の居場所づくり

<重点的取組み 4・5>

取組み		環境資源(自然・文化・歴史)を活かした取組みの拡充 小中高生の居場所づくり			
担当課		子どもわかもの課			
具体的事業	20	こどもの遊び場	こどもの遊び場の整備と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。		
	21 29	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に過ごしたり活動したり、楽しい体験ができるように、市内1ヶ所の児童福祉館と2ヶ所のこども館を開設しています。今後は、児童館機能をもった施設の拡充と事業の充実を図ります。		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
こどもの遊び場の整備・拡充 (1か所)	こどもの遊び場の整備・拡充 (1か所)		こどもの遊び場の整備・拡充 (2か所)		
	児童館機能施設の整備(1か所)		児童館機能施設の整備(1か所)		◀
「冒険こどもの遊び場」(1か所)		「冒険こどもの遊び場」の充実			▶

第6節 その他の事業の目標値

○市町村事業計画において、「区域」ごとに定めることとなっている、

(1) 幼児期の学校教育・保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

以外にも、重点的に取り組む施策について、市として目標値を設けます。

事業		H26	H27	H28	H29	H30	H31
1	児童館機能施設の整備 (か所数)	3	3	4	4	5	5
2	こどもの遊び場の活用 (か所数)		2	3	3	5	5
3	生活困窮世帯の中学生の学習支援 (人)	30	60	90	90	90	90
4	中高生と赤ちゃんのふれあい体験 (校)	4	5	7	7	9	9
5	産後の支援 (人)	150	180	210	240	270	300
6	地域の子育て支援者の人材育成 (人)	70	140	180	250	320	360
7	地域の子育てボランティアの育成 (人)	20	70	120	170	220	270

(実績)

(2) 松戸市子どもの未来応援プラン(松戸市子どもの貧困対策計画 H30～32)

(1) 基本施策

国の「子どもの貧困対策会議」で決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の中で、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」で示された「支援につながる」「生活を応援」「学びを応援」「仕事を応援」「住まいを応援」「社会全体で応援」の6つの分類に沿って、基本施策を定めました。

基本施策については、子育て世帯生活実態調査をはじめ、本市の現状分析等をもとに、「松戸市子どもの未来応援会議」での議論を踏まえて、課題及び基本的な施策の方向性について市が策定しました。

なお、本市の基本施策では、市民全体で子どもの未来を応援することが要になると考え、「社会全体で応援」を最初に位置付けました。

①社会全体で応援

すべての子どもが未来に夢や希望を持ち成長していくためには、行政だけでなく、さまざまな担い手が子どもの未来を支援する地域づくりが必要です。市民や地域団体、NPO*などの地域の担い手と行政がともに、「地域の見守り」や「気づき」を大切に「子どもたちが、こぼれにくい地域づくり」を進めます。

②支援につながる

市民と行政の協働で「子どもたちが、こぼれにくい地域づくり」を進めるとともに、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、子どもや家庭に行政の支援が確実につながる仕組みづくりを行い、「発見力」や「解決力」を高めていく必要があります。また、すべての子どもには何かしらの居場所が必要です。学校や家庭以外にも自由な時間と居場所を提供することで孤立を防止し、子ども一人ひとりのニーズや課題を把握し支援につなげる必要があります。

③生活を応援

すべての子どもや家庭の安定した生活の基盤(生活面や健康)を支えるためには、「経済的な支援」や、子どもが健やかに育つための「健康への支援・環境整備」が必要です。また、ひとり親家庭は、子育てと生計維持を一人で担っており、経済面のほか時間的なゆとりや健康面など課題もさまざまであることから、子どもが成長に必要な「他者との交流」や「さまざまな体験」を得られるような機会や支援など、特に個々の事情に寄り添ったきめ細かな支援を行う必要があります。

④学びを応援

貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、親の経済状況にかかわらず、すべての子どもが安心して学習できる機会を確保する必要があります。

また、すべての子どもが集う場である学校を支援の土台(プラットフォーム)として、不登校や虐待など子どもや家庭が抱える課題への早期発見・早期対応を図るとともに、すべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境をきめ細かく整備する必要があります。

⑤仕事を応援

ひとり親家庭等の保護者が自立し安定した生活を営むためには、就労支援が大切です。

ひとり親家庭の保護者は、就業していても収入は低い傾向にあるため、パートや派遣などの非正規雇用から、収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要となります。安定した就労につながるよう、親の資格取得に向けて支援する必要があります。

⑥住まいを応援

ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者等が、安定した生活を維持できるよう、生活の基盤となる住宅を確保する必要があります。

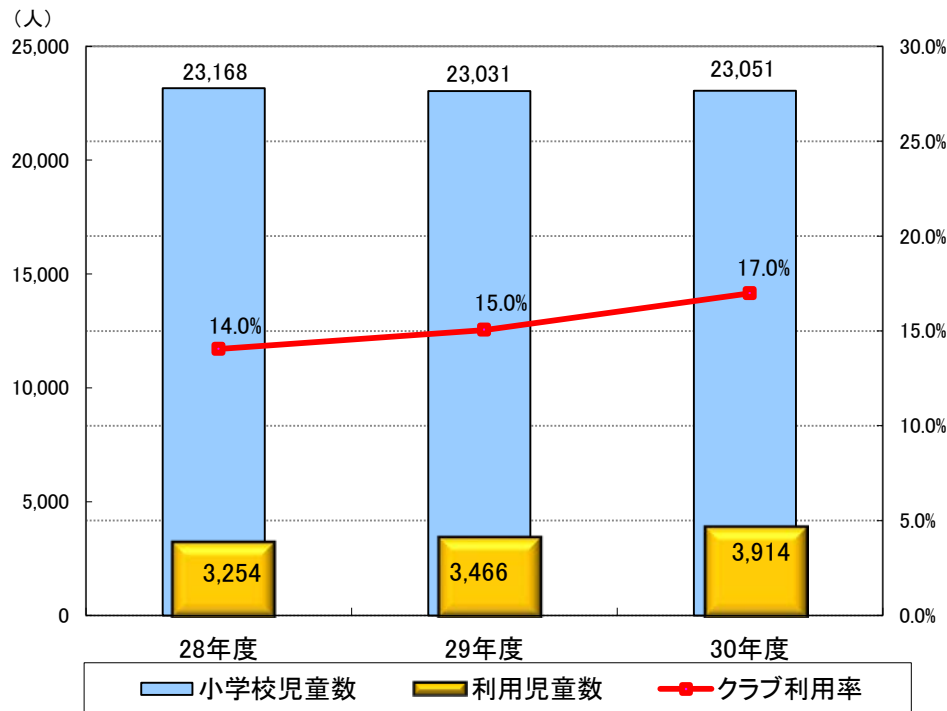
<p>新青少年自立支援事業(中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業) (p.81.89)</p>	<p>新規 放課後や長期休業中に、小中高生が利用できる安心安全な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげます。(子どもの居場所の新設、児童館・こども館等の事業拡大)</p>	<p>小中高生</p>	<p>子どもわかもの課</p>
--	---	-------------	-----------------

2. 松戸市の現状(子どもの居場所)

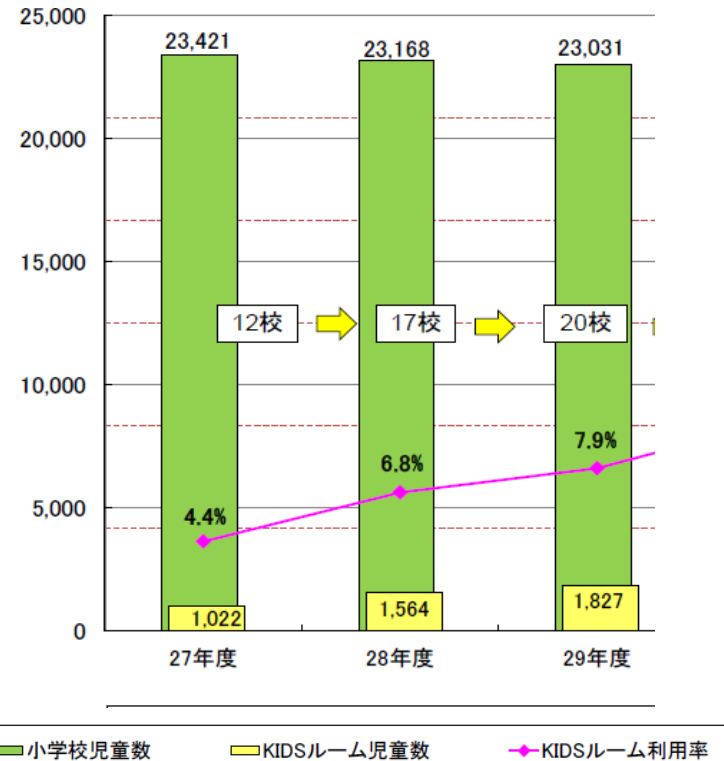
(1) 放課後児童クラブ・放課後KIDSルーム <小学生対象>

○放課後児童クラブ、放課後KIDSルームを合わせた利用率は約3割程度(H29～H30実績ベース)

放課後児童クラブ利用児童数推移



放課後KIDSルーム利用児童数推移




(2) 児童館機能施設(児童館・こども館) <小中高生対象>

★児童福祉法に基づく児童館のほか以下の基準により対象とした

①常設・無料 ②子ども一人でも友だち同士でも自由に利用できる ③子どもの見守りや遊び・学びを支援するスタッフが配置されている

施設数	名称	施設の平均面積 (㎡)	小学生利用者数 (人)	中学生利用者数 (人)	合計(小中高)利用者数	6-17才人口 (人)	6-17才5,000人あたり施設数	市域面積 (km ²)	10km ² あたりの施設数
船橋市	20 児童ホーム(20)	539.0	350,926	34,930	384,856	68,443	1.5	85.62	4.3
市川市	14 こども館(14)	347.3	82,817	18,979	101,796	46,593	1.5	57.45	2.4
柏市	9 児童センター(8) 青少年センター(1)	244.0				48,139	0.9	114.74	0.8
流山市	7 児童館・児童センター(7)		56,307	1,339 ※中学生のみ	57,646	20,298	1.7	35.32	2.0
足立区	53 児童館(52) こども未来創造館(1)	365.2	757,888	30,529	788,417	66,182	4	53.25	10.0
葛飾区	28 児童館(28)	405.4	177,060	20,487 ※中学生のみ	197,547	46,749	3.0	49.09	5.7
松戸市	3 児童館・こども館(3) (5) 青少年会館・分館(2)	222.0	16,344	6,109	22,453	49,108	0.3 (0.5)	61.38	0.5 (0.8)

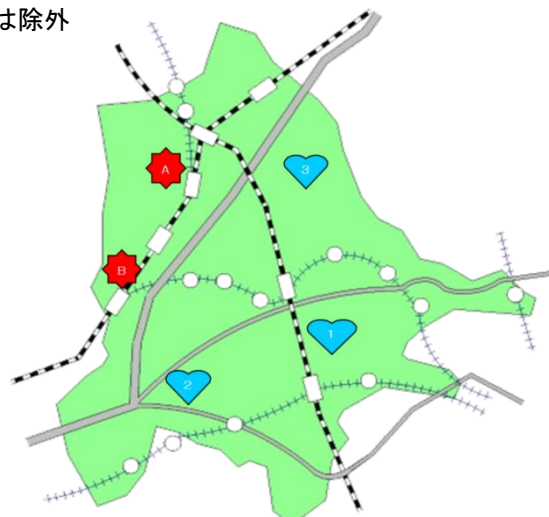
※地域子育て支援拠点等(おやこDE広場、地域子育て支援センター)は除外




1 常盤平児童福祉館
(280.84㎡・市所有・直営)
○ほっとる一む併設(H31年1月オープン)

2 野菊野こども館
(251.41㎡・委託)
○おやこDE広場併設

3 根木内こども館
(133.83㎡・委託)
○おやこDE広場・一時預かり併設





関連施設(教育委員会所管)

A 青少年会館
(1,997㎡・市所有・直営)

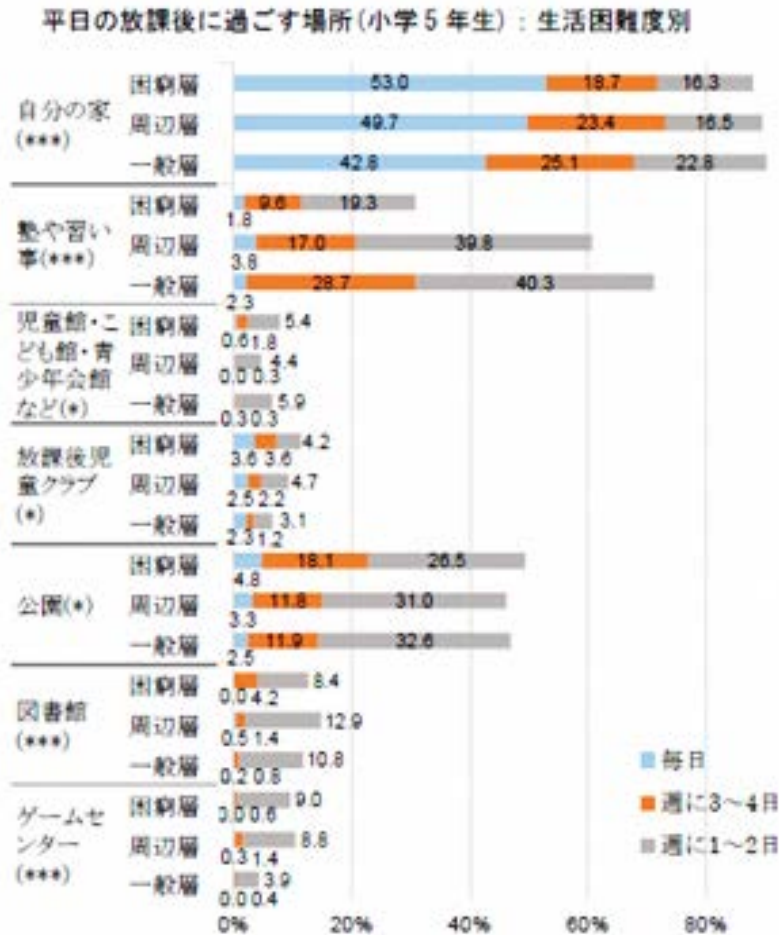
B 青少年会館樋之口分館
(403.8㎡・市所有・直営 ※非常勤のみ)

(3)実態調査等からみた小中高生・若者世代の現状

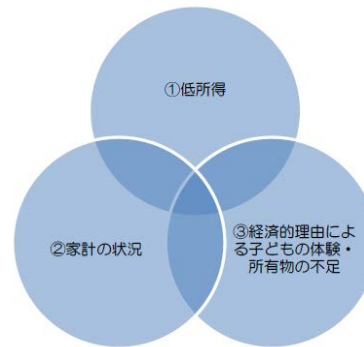
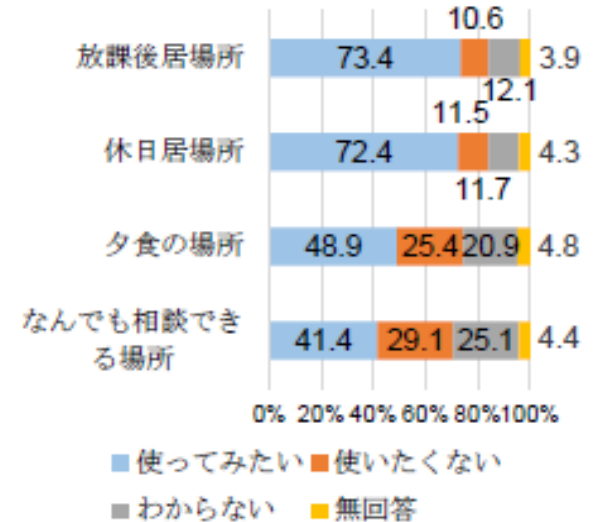
- ・平日の放課後は自宅や友だちの家、塾や習い事で過ごす小学生が多い。
- ・生活困難層の子どもは習い事や塾で過ごす割合が低い

全小学5年生の約7割が放課後の居場所を利用したいと回答している

【生活困難度別にみた平日の放課後に過ごす場所】



放課後の居場所・休日の居場所・夕食の場所・何でも相談できるところの利用意向(小学5年生)



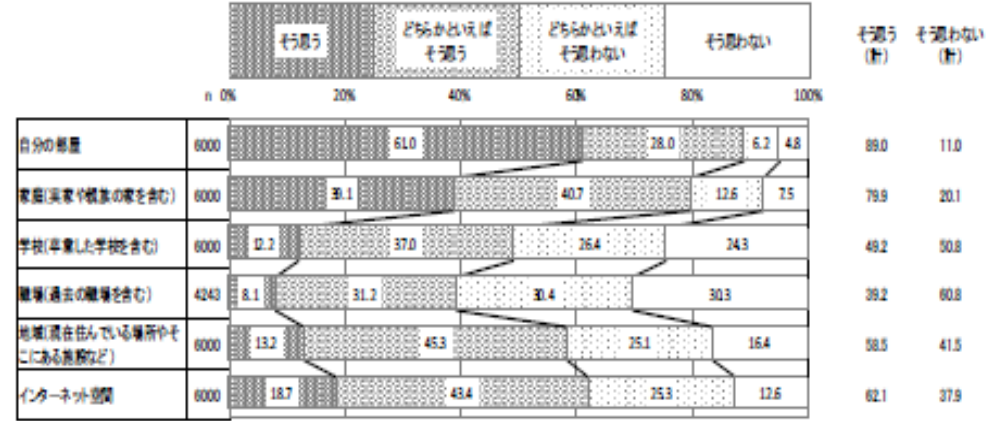
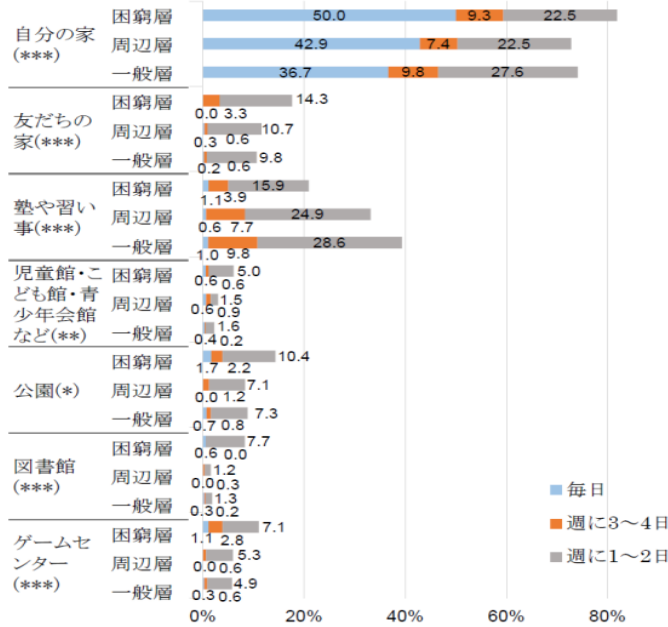
生活困難層	困窮層+周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

松戸市子どもの未来応援担当室「子育て世帯生活実態調査」H29
 ※調査対象 松戸市立小学校5年生の児童(全員)及び保護者
 松戸市立中学校2年生の生徒(全員)及び保護者

平日の放課後は学校や自宅、塾や習い事で過ごす中学生が多いが
困窮層の子どもは自宅で過ごす割合が高い

インターネット空間をほっとできる、居心地が良いと感じる若者の割合が多い

平日の放課後に過ごす場所(中学2年生)：生活困難度別



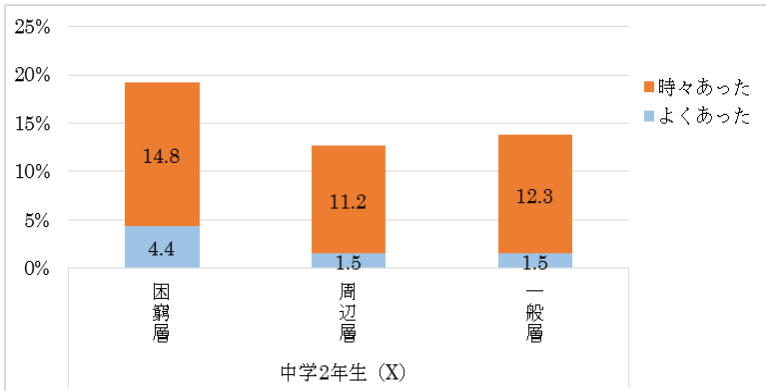
※「職場(過去の職場を含む)」は就業経験者のみ回答。

出典：内閣府「子供・若者の意識に関する調査」H28 ※調査対象 全国の15才~29才までの男女6,000人

松戸市子どもの未来応援担当室「子育て世帯生活実態調査」,H29 ※小学校5年生調査

困窮層の中学生は夜間に子どもだけで過ごす割合が高い

【生活困難度別に見た夜遅くまで子どもだけで過ごした経験】
夜遅くまで子どもだけで過ごした経験：生活困難度別



松戸市子どもの未来応援担当室「子育て世帯生活実態調査」,H29 ※中学校2年生調査

若者の居場所づくりが自殺の防止につながる (※内閣府からの通知 一部抜粋)

座間市における事件の再発防止策について

平成29年12月19日

座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が無くなった事件は、犯罪史に残る極めて残忍で凶悪な事件である。現在、警察において捜査中であるが、加害者が、若者が日常的に利用するSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。二度と今回のような悲惨な事件を繰り返さないことは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、11月10日、政府は、「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」を開催し、関係省庁における従来の取組を検証した上で、今般、再発防止策を以下のとおり取りまとめた。

政府一体となって、再発防止を徹底するため、関係者の協力を得つつ、以下の対策に迅速に取り組むこととする。 ~中略~

(2) 若者の居場所づくりの支援等

① 新たな居場所づくりのモデルの作成

若者が悩みを気軽に話すことができ、「生きていいんだ」と思えるような居場所活動を推進する。多岐にわたる民間団体等が、家庭・学校の外で、学習の支援を受けられる場、様々な体験・交流をできる場等を提供しており、こうした居場所を利用する若者に対して、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかについて、具体的かつ実践的な方法等を学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を行うとともに、若者が出したSOSを受け止めて、必要に応じて地域の支援につなぐゲートキーパーの役割を居場所の職員が担えるよう、人材を養成する。こうした方策を組み合わせ、新たな居場所づくりのモデルを作成する。

(参考)対象別に見た、地域の子どもの居場所の現状

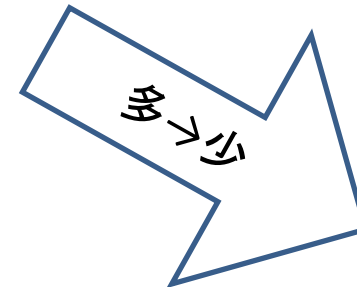
- 地域子育て支援拠点
 - ・おやこDE広場、ほっとるーむ
 - ・地域子育て支援センター
- 児童館、こども館
- 保育所（園）
- 幼稚園
- 小規模保育
- 認定こども園
- 認可外保育
- 幼児教室
- 子育てサロン 他

	放課後 児童ク ラブ	放課後 KIDS ルーム	児童 館・こど も館
	通学する小学校の 児童		18才未 満の子 ども
利用条 件	保護者 の就労 等	無し	無し
費用	利用料	利用料	無し
市内の 設置数	45 (全小 学校 区)	20	3

児童クラブ、KIDSルームと児童館の違い

・児童館は通う学校や保護者の就労に関わらず好きなときに自由に利用できる。
また、乳幼児から成人まで地域の中で継続的に子どもの成長が見守れる

学習支援（一部会場）
地区民事協の活動



児童館・こども館
青少年会館（団体利用、講座等）
図書館、青少年会館等の学習室
学習支援（一部会場）
地域団体等の活動

未就学児

小学生

中学生

高校生